

(設計・測量)

(総則)

第1条 乙は、別紙図面及び仕様書、内訳書並びに甲の指示に従って履行期限までに委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 業務に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 甲は、必要と認めたときは資料の提示または貸与等適宜の措置を講ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によつて生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとする。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 乙が前払や部分払によつてもなおこの契約に係る必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 乙は前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の目的に係るもの以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(再委任の禁止)

第3条 乙は、この設計の全部または、主要部分を第三者に再委託してはならない。

(業務内容の変更)

第4条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえこの契約の一部もしくは全部を変更、中止または解除することができる。

2 前項の場合に既済部分があるときは、甲の所有とし、甲は当該部分に対して相当と認める金額を支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 業務の実施につき、第三者に損害を及ぼした場合は、乙が、その責を負う。ただし、甲の故意または過失による場合においてはこの限りでない。

(検査及び引渡し)

第6条 乙は、業務が完了したときは、甲に完了届とともに業務の目的物を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出があつたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格したときをもつて、業務の目的物の引渡しを完了したものとする。

4 引渡しを完了した業務の目的物は、すべて甲の所有とし、甲は、その事業に自由に使用することができる。

(履行遅滞における違約金)

第7条 乙は、契約期間内に前条第3項の引渡しを完了しないときは、期限の翌日から完了の日までの日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を違約金として納付するものとする。ただし、天災、事変その他避けることのできない事由による遅延で、甲の承認を得て提出期限を変更したときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、第6条第3項に規定する業務の目的物の引渡し後、内容に契約不適合が発見されたときは甲の請求により直ちに業務目的物の補正を行わなければならない。

2 乙が前項の補正に応じないときは、甲がこれを行いその費用を乙から徴収するものとする。

3 業務の目的物の契約不適合により甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(代金の支払い)

第9条 第6条第2項に規定する検査に合格後、甲は、乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。

2 甲は、契約金額の支払いが、期限内に終了しないときは、期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、支払金額につき、法定率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365

日の率とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(前払金)

第10条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、5,000万円を限度とし、乙の請求により、契約金額の30%の額(10万円未満のは数は切り捨てる。)を前払金として支払う。

2 乙は、この契約締結後(甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面(以下「保証証書」という。)を甲に提出した上で前払金の請求をしなければならない。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

第11条 甲は、前条第1項の規定により前金払をした後、契約金額を変更した場合において、その増減額が変更前の契約金額の2割を超えたときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

2 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき、法定率と同率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の率とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払わなければならない。

第12条 乙は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出した上で、請求しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第13条 乙は、前払金をこの業務に必要な経費以外の支払に充ててはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定率と同率(年当たりの率は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の率とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として支払わなければならない。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は契約金額の変更により、これを増減する。なお、契約金額に変更があつた場合は既納保証金が未払い請負金額の10分の1以上になるときは更に納入を要しないものとする。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)乙の責に帰する事由により期間内に業務を完了しないとき、または完了の見込みがないとき

(2)第2条第3項の規定する書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1)第2条第1項の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

(2)第2条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の目的を達する以外に使用したとき。

(3)この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

- (4) 乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 千代田区契約事務規則第4条及び第5条の規定に該当するとき。
 - (8) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (6) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年8月26日23千政契担発第71号。以下「要綱」という。）第4条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告を受けたとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責めを負わない。

3 乙は、この契約の履行にあたり要綱第3条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。

4 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行うことができる。

5 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。

6 乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

(協議解除)

第19条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(乙の催告による解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定により業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第4条第1項の規定による中止の期間が、当初の契約期間の2分の1以上に達したとき。
- (3) 甲の責に帰する事由により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条及び前条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に目的を達成することができないとき。
- (2) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、または乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 前2項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

4 第2項の場合(第16条の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

5 前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の10分の1相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の10分の1に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

(乙の損害賠償請求等)

第24条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第25条 甲は、乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対して支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(秘密の保持)

第26条 乙は、この契約によつて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(電子契約の効力)

第27条 電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

(補則)

第28条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。